《 2017/5/8（前編）午前・衆議院予算委員会　逢坂議員 VS 金田法務大臣 》

〈出演者〉

浜田靖一(やすかず)委員長 ／逢坂誠二(おおさかせいじ)議員議員（民進党）／ 金田勝年(かねだかつとし)法務大臣 ／ 野党議員

浜田委員長

「逢坂くん」

逢坂議員

「金田法務大臣、同じ答弁を繰り返すのなら、いわないでください。時間の無駄です。限られた時間の中でありますから。一般の方々は、共謀罪の嫌疑の対象に 100%ならないと言い切れますか？」

浜田委員長

「金田法務大臣。静粛に願います」

金田法務大臣

「委員のただいま言われたように、対象とはならない、ということであります」

浜田委員長

「逢坂くん」

逢坂議員

「一般のかたがたは共謀罪の『嫌疑』の対象とならない、これはなかなか激しい答弁だったと思いますが。では、もう一つお聴きしましょう、告発という制度があります。

告発は、誰でもできる制度であります。ここになにか事件があるのではないかと思ったら、だれでも告発できる制度であります。告発によって、共謀罪の嫌疑のある方、これは何人(なんぴと)も告発で訴えられることはない、こう言い切れますか？」

浜田委員長

「金田法務大臣」

金田法務大臣

「告発をされた場合でも、嫌疑がなければ、捜査の対象にはなりません」

浜田委員長

「逢坂くん」

逢坂議員

「告発された場合、嫌疑がないことは、どういうふうにわかるんですか？　告発があると、どういうことになるか。

犯罪捜査規範第 67 条。「告発があった事件については、特に速やかに捜査を行うように努める」、告発があったら、先ず速やかに捜査をしよう、ということなんですよ。捜査をしなければ、嫌疑があるかどうか、わからないんじゃないですか？」

浜田委員長

「金田法務大臣」

金田法務大臣

「えー、嫌疑がなければ、捜査の必要性はない、ということになるのであります」

浜田委員長

「逢坂誠二くん」

逢坂議員

「大臣、嫌疑がないことはどうやってわかるんですか？」

（大臣、後ろの人と相談中。　理事、立ち上がり、委員長席へ）

浜田委員長

「時間をとめてください！」

浜田委員長

「金田法務大臣」

金田法務大臣

「嫌疑がなければ、捜査の必要性はない、ということになるのであります」

（議場、ざわざわ「ダメだよ！」「答弁になってない！」）

浜田委員長

「速記を止めてください」

（金田大臣、前から横から、色々レクチャーを受けています）

浜田委員長

「金田法務大臣」

金田大臣

「お答えをいたします。告発の内容を慎重に検討し、嫌疑がなければ、捜査は行われない。
そして、「誣告罪（ぶこくざい）」（※）というのがあるのは、ご承知の通りであります」

浜田委員長

「逢坂誠二くん」

逢坂議員

「大臣、だいぶ苦しい答弁なんですが。告発されたら、基本的に、速やかに捜査をする。これは捜査規範のルールでありまして。嫌疑があるかというのはやはり捜査をして調べなければわからない。大臣どうですか？調べなくてもわかるんですか？」

浜田委員長

「金田法務大臣」

金田大臣

「えー、先ほども申し上げましたが、告発の内容を慎重に検討し、嫌疑がない場合には、捜査は行われない」

浜田委員長

「逢坂くん」

逢坂議員

「嫌疑がないことはなぜわかるのですか？ということを私、繰り返し聞いているんです。簡単な話なんです。嫌疑がないことは、捜査をしなくてはわからない。これが一般の国民の感覚だと思います。
自動的に嫌疑がないことがわかる。そんなはずはない。であるならば、警察の側の、捜査側の判断の内容ではないかと思いますよ。
必ず、告発されたら、本当なのか、確からしいかどうか調べる。そうしなければ嫌疑があるかないかわからない。こんなの常識じゃないですか？大臣いかがですか？」

※「誣告罪（ぶこくざい）」人に刑事処分または公法上の懲戒処分を受けさせる目的で、関係官署に虚偽の告訴・申告をする罪。虚偽告訴の罪（大辞林・第三版より）